

平成20年度高崎市決算の概要について

- 1 平成20年度の「一般会計」と「各特別会計」の決算は下表のとおりとなりました。
 「一般会計」の歳入は、1,398億5,910万円、歳出は、1,317億6,292万円
 で、歳入・歳出の款別構成状況は、2ページ・3ページのグラフのとおりです。

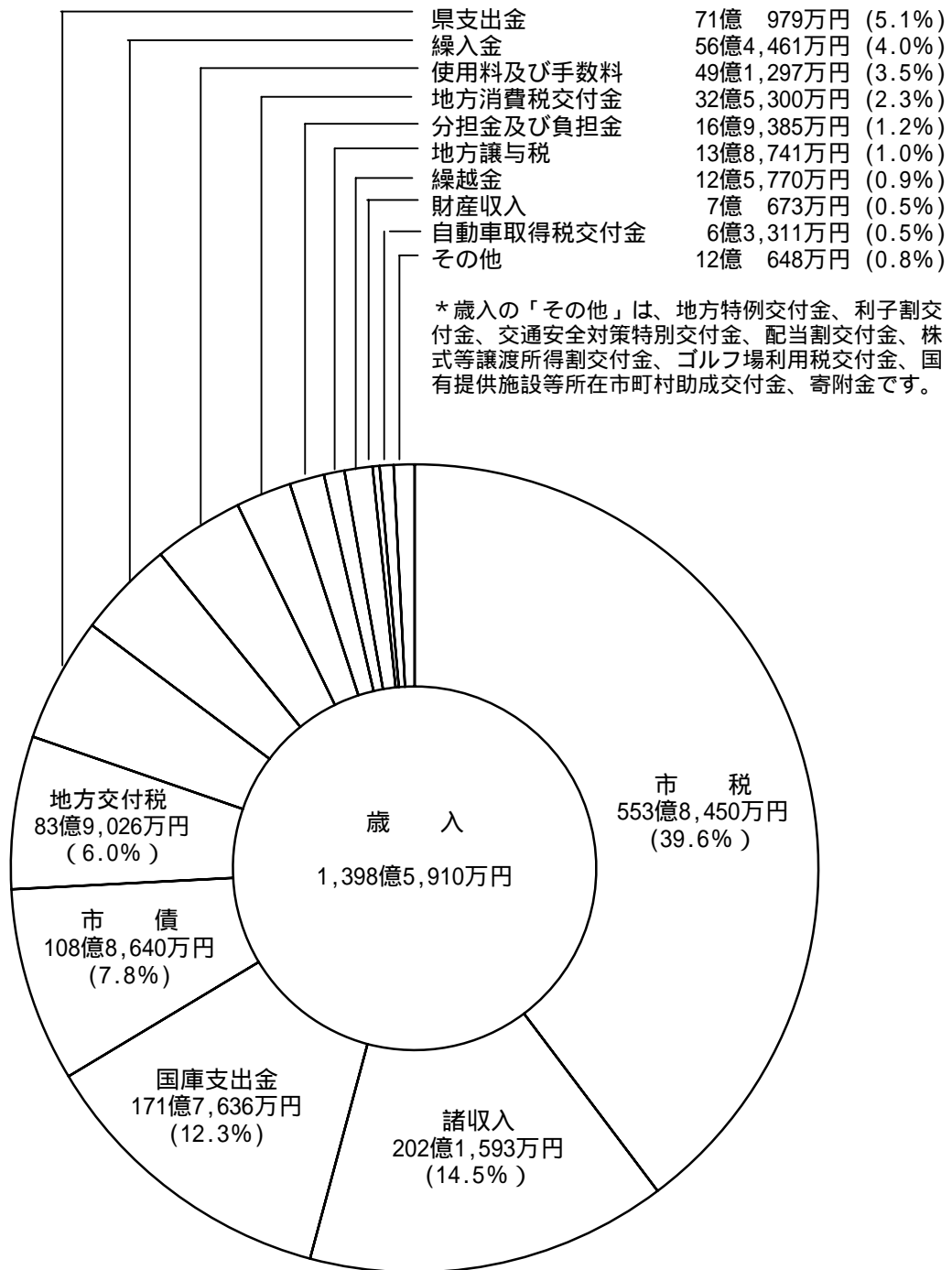
一般会計・各特別会計歳入歳出決算一覧表

(単位 万円)

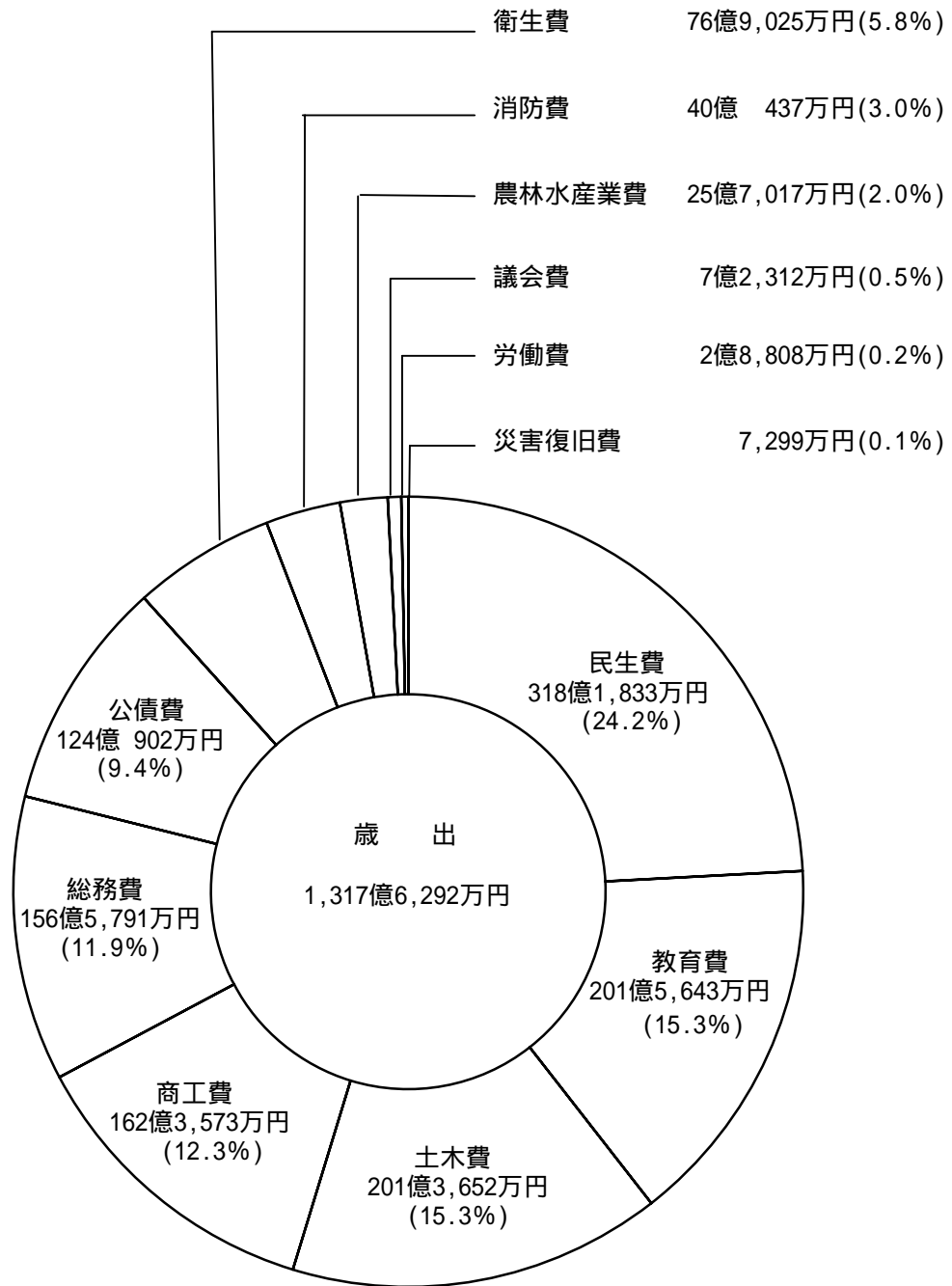
区 分	予 算 額	決 算 額	
		歳 入	歳 出
一 般 会 計	1,402億7,424	1,398億5,910	1,317億6,292
特 別 会 計	594億5,764	591億5,476	583億2,208
国民健康保険事業	325億8,873	321億2,795	319億8,482
介 護 保 険	188億9,702	187億8,728	185億 813
後期高齢者医療	27億7,030	27億6,019	27億2,090
老 人 保 健	25億9,316	28億7,058	25億1,417
簡易水道事業等	1億6,217	1億6,235	1億5,042
農業集落排水事業	3億 79	3億 98	2億9,944
駐 車 場 事 業	5億6,562	5億6,558	5億6,435
土 地 取 得 事 業	15億7,985	15億7,985	15億7,985
合 計	1,997億3,188	1,990億1,386	1,900億8,500

一般会計歳入・歳出決算額の款別構成状況

【歳入】



【歳 出】



歳入決算額 1,398億5,910万円 (A)
 歳出決算額 1,317億6,292万円 (B)
 差引額 (A) - (B) = 80億9,618万円

差引額のうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、55億5,550万円を繰り越し(繰越明許費繰越額)、さらに、財政調整基金へ17億円積み立て、残りの8億4,068万円を繰越金としました。

2 普通会計による決算状況

普通会計とは、他の地方公共団体（県や市町村）などと比較しやすいように、「一般会計」と「特別会計のうち公営事業会計以外の会計」を総合してひとつの会計としてまとめ、全国共通の基準に調整した会計です。

歳入		(単位 万円)					
区分	年度	19年度		20年度			
			構成比	伸率		構成比	伸率
			%	%		%	%
1	地方税	553億3,717	44.8	9.8	553億8,450	39.3	0.1
2	地方譲与税	14億4,850	1.2	61.2	13億8,741	1.0	4.2
3	利子割交付金	2億2,591	0.2	45.6	2億3,044	0.2	2.0
4	配当割交付金	2億1,500	0.2	21.6	6,695	0.0	68.9
5	株式等譲渡所得割交付金	9,569	0.1	14.0	3,260	0.0	65.9
6	地方消費税交付金	33億8,214	2.7	0.0	32億5,300	2.3	3.8
7	ゴルフ場利用税交付金	7,876	0.1	0.9	7,569	0.1	3.9
8	自動車取得税交付金	7億6,042	0.6	2.0	6億3,311	0.4	16.7
9	国有提供施設等助成交付金	1,478	0.0	1.5	1,419	0.0	4.0
10	地方特例交付金	3億6,455	0.3	73.9	6億5,068	0.5	78.5
11	地方交付税	85億383	6.9	11.1	83億9,026	6.0	1.3
	普通交付税	66億168	5.4	10.5	64億4,849	4.6	2.3
	特別交付税	19億215	1.5	12.9	19億4,177	1.4	2.1
12	交通安全対策特別交付金	1億766	0.1	0.7	9,815	0.1	8.8
13	分担金・負担金	12億6,340	1.0	3.2	12億7,489	0.9	0.9
14	使用料・手数料	52億8,216	4.3	0.7	53億2,481	3.7	0.8
15	国庫支出金	106億731	8.6	9.8	171億8,922	12.2	62.0
16	県支出金	59億4,897	4.8	24.4	73億1,500	5.2	23.0
17	財産収入	7億6,699	0.6	95.9	4億4,611	0.3	41.8
18	寄附金	1,266	0.0	41.8	3,778	0.0	198.4
19	繰入金	41億5,646	3.4	17.1	56億4,603	4.0	35.8
20	繰越金	13億3,800	1.1	6.3	12億5,770	0.9	6.0
21	諸収入	149億6,843	12.1	0.2	199億6,389	14.2	33.4
	収益事業収入						
	貸付金元利収入	133億2,629	10.8	2.1	168億5,983	12.0	26.5
22	地方債	85億3,710	6.9	27.9	123億3,770	8.7	44.5
合	計	1,234億1,589	100.0	0.7	1,410億1,011	100.0	14.3

歳 出

(単位 万円)

区 分	年 度	19年度		20年度			
			構成比	伸 率		構成比	伸 率
			%	%		%	%
1 人 件 費		225億2,904	18.9	2.1	215億4,233	16.2	4.4
うち職員給		145億6,551	12.2	0.1	137億1,386	10.3	5.8
2 扶 助 費		178億4,707	14.9	6.5	187億7,137	14.1	5.2
3 公 債 費		124億3,485	10.4	0.2	125億3,748	9.4	0.8
4 物 件 費		144億7,628	12.1	0.8	156億1,407	11.8	7.9
5 維 持 補 修 費		12億7,919	1.1	2.4	13億 566	1.0	2.1
6 補 助 費 等		141億1,724	11.8	4.5	149億4,004	11.2	5.8
7 積 立 金		5億6,000	0.5	89.2	8億4,155	0.6	50.3
8 投資・出資金							
貸 付 金		132億1,389	11.1	1.9	167億9,677	12.6	27.1
うち貸付金		131億9,806	11.1	2.3	167億4,089	12.6	26.8
9 繰 出 金		66億1,535	5.5	6.0	79億2,797	6.0	19.8
10 普通建設事業費		161億8,714	13.5	7.6	225億8,564	17.0	39.5
うち補助事業費		41億1,197	3.4	6.9	70億4,905	5.3	71.4
うち単独事業費		119億2,371	10.0	9.3	152億9,586	11.5	28.3
11 災 害 復 旧 費		1億9,813	0.2	皆増	7,299	0.1	63.2
合 計		1,194億5,818	100.0	0.4	1,329億3,587	100.0	11.3
差 引 剰 余 金		39億5,771		10.8	80億7,424		104.0

3 平成20年度普通会計による県内他市との比較

(普通会計)

区 分	高崎市	前橋市	桐生市	伊勢崎市	太田市
人口 (H21.3.31) (人)	343,761	318,068	125,062	199,476	211,282
歳入総額 (万円)	1,410億1,011	1,199億3,681	473億2,389	692億7,901	731億9,523
歳出総額 (万円)	1,329億3,587	1,179億1,572	461億4,182	657億3,807	711億3,792
実質収支 (万円)	25億1,874	20億2,309	10億8,627	33億8,484	14億9,791
実質収支比率 (%)	3.7	2.9	4.0	8.2	3.5
経常収支比率 (%)	92.4	100.1	97.4	94.0	95.5
地方債現在高 (万円)	1,159億9,183	1,343億4,802	401億5,232	639億7,272	766億1,637
実質公債費比率 (%)	10.5	13.2	12.5	9.1	10.5
将来負担比率 (%)	96.3	130.7	101.2	94.6	115.7
財政力指数	0.899	0.850	0.603	0.898	1.046
積立金現在高					
財政調整基金 (万円)	72億9,701	50億6,009	13億5,556	40億1,708	42億2,812
" 減債基金 (万円)	12億2,347	2億3,820	3,616	2億7,622	1億2,868
" その他 (万円)	108億8,499	20億 624	19億5,933	36億2,172	3億7,317

用語の説明

- 実質収支** 歳入から歳出を差し引いた額を「形式収支」といいますが、この「形式収支」から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた決算額のことをいいます。
- 実質収支比率** 標準財政規模に対する実質収支の割合で、おおむね3%～5%程度が望ましいとされています。
- 経常収支比率** 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。
70～80%未満が健全ラインといわれており、比率が高くなるほど財政運営が硬直化していると考えられます。
- 実質公債費比率** 地方債制度の改正により、許可制から協議制に変更されたことで設けられた数値で、この比率が18%以上になると許可団体となります。
- 将来負担比率** 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政の健全化を判断する指標の一つで、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、市町村では、350%以上になると財政の早期健全化を図ることとなります。
- 財政力指数** 普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値で、数値が1に近くあるいは1を超えるほど財政力が強いとされています。
- 財政調整基金** 突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置された基金です。
また、決算剰余金が多いときは積み立て、財源不足時に取り崩すという、年度間調整的な役割も果たします。
- 減債基金** 市債(借金)の償還(返済)の増加に備えるために設置される基金です。
公債費が他の経費を圧迫するような場合には、この基金を取崩して公債費に充てます。